

# 北秋田市公式 Instagram フォトコンテスト事業実施要領

## 1. 目的

このフォトコンテストは、フォロワーから北秋田市内の美しい風景や食べ物などの写真を募集し、本市の魅力を対外的に広く発信することで、市の認知度をより一層向上させるとともに交流関係人口の増加や地域経済の活性化に寄与することを目的とする

## 2. 実施期間

令和8年6月1日（月）～令和8年10月31日（土）

※撮影時期は令和7年11月1日～令和8年10月31日までに撮影されたものとする。

## 3. 対象

Instagram で市公式アカウント（@kitaakita\_city）をフォローしている方

## 4. 事業内容

指定の2つのハッシュタグ「#きたあきたフォトコン2026」「#きたあきた宣伝部」がつけられたインスタグラムへの投稿を本事業への応募作品とみなし、総合政策課広報係内で入賞作品を決定し「クオカード」を贈呈する

## 5. 対象となる作品

- ・市内の風景
- ・市内の施設
- ・市内の飲食店で提供される食べ物（※チェーン店は除く）
- ・市内で開催されるイベント等の様子
- ・本市にまつわり知名度向上等に資するもの

## 6. 対象外となる作品

- ・設定する募集期間外に投稿されたもの
- ・文字やスタンプなどの加工がされたもの
- ・動画や、写真以外のメディア
- ・写真や投稿内容から、市内または市に関する場所、物と特定できないもの

## 7. 参加費

無料（写真撮影、作品を投稿する際にかかる費用は投稿者が負担するものとする）

## 8. 参加方法

(1) 投稿者は、Instagram アプリをダウンロードし、市公式アカウント (@kitaakita\_city) をフォロー

(2) 投稿者は、自身が北秋田市内で撮影した写真を選定

(3) キャプションに「作品のタイトル」「撮影した場所」を入力し、指定のハッシュタグ「#きたあきたフォトコン2026」「#きたあきた宣伝部」をつけて投稿

※(3)の情報がどれかひとつでも欠けていた場合は、審査対象外となります。

※撮影場所はできるだけ詳細に記載するものとする

※投稿回数に制限は設けないものとするが、同じ作品を複数回投稿することは認めない

※1回の投稿で複数枚の写真が添付された場合は、対象となる写真は1枚目のものとする

※非公開アカウントの投稿は、外部から閲覧することができないため、必ず公開アカウントで投稿するものとする

## 9. 賞の決定方法

11月中に総合政策課広報係内により選考し、入賞作品を決定するものとする

## 10. クオカードの贈呈

1位…5,000円(1名)

2位…3,000円(1名)

3位…1,000円(3名)

## 11. 結果発表および投稿者への連絡

入賞した投稿者へはInstagramのDM(ダイレクトメッセージ)機能を利用してお知らせし、投稿者は次に掲げる事項を市が指定する期日までに市へ連絡するものとする

(1) 投稿者の氏名

(2) 投稿者の住所

(3) 投稿者の電話番号

期日までに連絡がない場合は、9の選定において次点の写真を採用し、その投稿者へ改めてお知らせするものとする

また、令和8年12月中に入賞作品をホームページ等で発表する

## 12. 個人情報の保護

市は、投稿者の個人情報を厳重に管理し、クオカードの交付以外の目的のために利用しないものとする

### 13. 著作権等

投稿された作品の著作権は投稿者に帰属するが、市は投稿された画像を市の広報媒体に応じてトリミング補正を行った後、市ホームページ、Instagram、X、Facebook、広報きたあきたなどで利用できるものとし、投稿者はその旨同意したものとみなす

投稿された画像において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、市は一切責任を負わず、投稿者の責任によって解決するものとする

市は、事業が1の趣旨のもとに行われることに鑑み、投稿者の投稿により生じた損害等に対する責任はその原因の如何を問わずこれを負わない

### 14. 禁止事項

以下の内容を含んだ写真は全て禁止するものとする

- (1) 他者を誹謗中傷し、または侮辱する内容
- (2) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長する内容
- (3) 法律に違反している、または違反する恐れがある内容
- (4) 政治や選挙、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (5) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれがある内容
- (6) わいせつな内容
- (7) 第三者の著作権、商標権等の知的財産、肖像権その他の権利を侵害する恐れがある内容
- (8) 営利を目的とした内容
- (9) 他者になりすます等の虚偽や事実と異なる内容
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本市が不相当と認める内容

### 15. 注意事項

- (1) 投稿者は、フォトコンテストに応募した時点で、本実施要領に同意したものとする
- (2) 投稿写真のデジタルデータは、本コンテストが終了するまで保管するものとする
- (3) 写真に第三者が写っている場合は、撮影者が使用許諾を得るものとする

### 16. 庶務

事業の実施にかかる事務は、総務部総合政策課広報係において行う